

情個審 第 23 号

平成28年9月29日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

保有個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成27年10月13日付け廃対諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「特定事業者の土地の造成等に関する報告書」部分開示決定に係る異議申立事案

(個人情報諮問第90号)

(個人情報答申第83号)

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定において、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち「特定事業者以外の事業者に関する写真」以外の部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

平成27年8月19日、異議申立人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

生活環境部廃棄物対策課が保管する次に掲げる文書

（1）特定事業者資材置き場の敷均し工事完了後に廃棄物対策課職員が
土壌サンプルを採取した際の内部報告書

（2）特定事業者の土地の造成に関する平成23年10月14日、同年
11月28日及び同年12月22日付け会議報告書

2 実施機関の決定及び通知

平成27年9月3日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、別表の「行政文書」欄に掲げる文書に記載された保有個人情報を特定し、同表の「不開示部分」欄に掲げる部分を同表「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成27年9月10日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

不開示部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び異議申立人意見書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 特定事業者資材置き場の敷均し工事（以下「本件工事」という。）は、廃棄物対策課の承認を得て実施したものと承知しているが、廃棄物対策課では承認していないとしていることから、当時の会議資料が全部開示されることにより、事実が判明することを期待する。
- (2) 本件工事完了後に、廃棄物対策課は、敷均し資材は廃棄物であるとして撤去指示をしたが、このことが廃棄物業界等にも知れることとなり、特定事業者及び異議申立人の信用が著しく失墜し、名誉が毀損された。
- (3) 経済的には、敷均し資材の一部を除去せざるを得なかったことにより、約3千万円程度の費用を要したほか、土地の資産価値が大きく減少し多大な損失を被った。
- (4) 平成24年4月17日付け報告書について
 - ア 異議申立人及び特定事業者の名誉回復と経済的な損失の回復に不可欠な情報であることから、再度、情報の開示を求める。
 - イ 他の法人の情報であっても、その法人が開示に同意すれば開示できると思われるので、同意を求めて開示されることを求める。
 - ウ 写真の情報の開示は必要ない。
- (5) 平成23年10月14日、同年11月28日及び同年12月22日付け報告書について
 - ア 廃棄物対策課と特定事業者の協議報告書であるので、他の法人の情報は存在しないと思われるし、特定会社は情報開示に同意するものと思われる。
 - イ 実施機関は条例第14条第7号アに該当するとしているが、これらの報告書の議事録を検証しても、「今後について」、「今後の予定」及び「今後」は、担当者が協議した内容を上司に確認するものであると思われ、お互いに真摯に協議してきた内容であって、今後の調査方針に関するものではないと思われる。

ウ 仮に、検査・取締り等に関する情報であるとしても、廃棄物に該当するかどうかは敷均し資材の成分により判断するものであるから、相手方に対し秘匿しなければならないような情報は存在しないものと認識している。

エ 異議申立人及び特定事業者の名誉棄損並びに経済的な損失が多であることから、開示しないことにより異議申立人及び特定事業者の生活又は財産が害されているので、条例第16条に該当すると思われる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 特定事業者以外の事業者に関する記録について

(1) 特定事業者以外の事業者に関する記録は、廃棄物対策課が行った立入検査に関する情報であり、開示すると同事業者が法令違反を行った、又はそのおそれがあると第三者に推認されるおそれがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であるとも認められないことから、条例第14条第4号アの規定に該当する。

(2) 今回改めて検討したところ、当該記録は、開示すると同種事案での廃棄物対策課の調査手法が明らかとなり、それに対応して事実の隠ぺい方法を講じた違反行為が行われるおそれがあり、条例第14条第7号アの規定にも該当する。

2 廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報の記録について

(1) 廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報の記録は、これを開示することにより県の機関が行う検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例第14条第7号アの規定に該当する。

(2) 当該記録は、開示すると同種事案での廃棄物対策課の調査手法が明らかとなり、それに対応して事案の隠ぺい方法を講じた違法行為が行われるおそれがあり、条例第14条第7号アの規定に該当する。

3 裁量的開示について

廃棄物対策課は、敷均し資材の撤去指示をしたことを公表しておらず、廃棄物業界等にも知れることとなったとすれば、それは異議申立人、特定事業者又はその関係者が知らしめたことであるし、敷均し資材が廃棄物ではなく適法なものであったとすれば、同社は同情されこそすれ、名誉が毀損されることはない。

当該指示は、特定事業者が行った違法行為について、その是正を指導したものであり、違法行為の是正により生じる経済的負担は、違法行為をした者が負うのが当然である上、指導に従うかどうかは任意であり、経済的負担が生じることを認識した上で指導に従うと判断したのは特定事業者である。

したがって、異議申立人及び特定事業者に経済的な損失が生じ、仮に名誉が毀損されていたとしても、それは自らの責めに帰すべき行為の結果であり、そのような個人の権利利益を保護する必要はない。

特定事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に違反して、過去に始末書を2回提出したほか、事業停止処分を1回受けている。その後も特定事業者は、同法に違反した疑いがあるが、立入検査や報告徴収を拒否しており、法令を遵守する意識が希薄である。このような事業者の代表取締役を務める異議申立人に不開示情報を開示することは、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが高いと言わざるを得ず、不開示情報を不開示とする利益の方が著しく大きい。

4 以上により、本件処分に違法不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分に係る保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、別表の「行政文書」欄に掲げる文書に記載された保有個人情報であると認められる。

異議申立人は、不開示部分の開示を求めて本件異議申立てに及んでいるが、その後提出した意見書で「写真の情報の開示は必要ない。」旨主張しているため、別表の「不開示部分」欄に掲げる部分のうち「特定事業者以外の事業者に関する写真」以外の部分（以下「本件保有個人情報」という。）について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第14条第4号ア該当性について

条例第14条第4号アは、法人等の自由な事業活動等を保護する観点から、開示することにより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報を原則として不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件保有個人情報のうち条例第14条第4号アに該当するとした部分（以下「他事業者情報」という。）については、立入検査に関する情報であって、開示すると特定事業者以外の事業者が法令違反を行った、又はそのおそれがあると第三者に推認されるおそれがあり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨主張している。

当審査会で見分したところ、他事業者情報には、廃棄物対策課が特定事業者以外の事業者に対して立入検査を行う必要性、検査に当たっての着眼点及び検査を行った際に当該事業者から聴取した内容等に関する情報が具体的に記載されていると認められる。

これらの情報を開示すると、当該事業者において違法又は不当な行為があったとの憶測を招き、風評被害により取引先からの受注が減るおそれや当該事業者の信用低下を招くなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、他事業者情報は、条例第14条第4号アに該当すると判断する。

(2) 条例第14条第7号ア該当性について

条例第14条第7号は、県の機関等が行う事務事業に関する情報について、その性質上、開示することにより当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めて、その例示として、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務をアに掲げている。

実施機関は、本件保有個人情報のうち条例第14条第7号アに該当するとした部分（以下「調査結果情報」という。）については、廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報が記載されていることから、これらの部分を開示すると、同種事案での同課の調査手法が明らかとなり、それに対応して事実の隠ぺい方法を講じた違反行為が行われるおそれがある旨主張している。

当審査会で見分したところ、調査結果情報には、特定事業者の土地造成に関する廃棄物対策課の認識の程度、具体的な検査方針、検査範囲及

び検査方法等に関する情報が記載されていると認められる。

これらの情報を開示すると、廃棄物対策課が把握している情報を詳細に知り得ることとなり、その結果として、今後の立入検査への対策を講じたり、違法行為の巧妙化を図ったりすることが可能になるなど、県の機関が行う検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

よって、調査結果情報は、条例第14条第7号アに該当すると判断する。

なお、実施機関は、他事業者情報の不開示の理由として、条例第14条第7号アも主張しているが、他事業者情報が不開示情報に該当することは上記(1)で述べたとおりであるから、同号ア該当性については検討しない。

3 異議申立人のその他の主張について

(1) 裁量的開示の適用について

条例第16条の規定は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていても、実施機関が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めているものと解される。

異議申立人は、異議申立人及び特定事業者の名誉棄損並びに経済的な損失が多であることから条例第16条による裁量的開示を求めているが、その主張を考慮したとしても、本件保有個人情報を不開示とすることにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性があるとは認められない。

よって、裁量的開示をしなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 異議申立人のその余の主張について

異議申立人のその余の主張は、本件保有個人情報の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年10月16日	諮問受理
平成27年11月30日	諮問庁意見書受理
平成28年 2月 3日	異議申立人意見書受理
平成28年 3月15日	諮問庁補足意見書受理
平成28年 4月 8日	異議申立人補足意見書受理
平成28年 4月11日	異議申立人補足意見書受理
平成28年 5月 9日	諮問庁補足意見書受理
平成28年 6月17日	審査（平成28年度第2回審査会第二部会）
平成28年 7月11日	審査（平成28年度第3回審査会第二部会）
平成28年 9月 9日	審査（平成28年度第4回審査会第二部会）

別表

行政文書		不開示部分	該当箇所	不開示理由
平成24年4月17日 付け報告書	特定事業者の土地造成に係る現地調査について	特定事業者以外の事業者に関する記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目 6 行目 1 8 文字目から 3 2 文字目まで ・ 1 頁目 2 3 行目から 2 頁目 9 行目まで ・ 【今後の対応（案）】のうち 5 行目から 1 1 行目まで及び手書き部分 	第14条第4号ア該当 特定事業者以外の事業者に関する情報が記録されており、これを開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		【結論】及び【今後の対応（案）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【結論】 ・ 【今後の対応（案）】 	第14条第7号ア該当 廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報が記録されており、これを開示することにより、県の機関が行う検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な

				行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。
	現況平面図	なし		—
	写真	特定事業者以外の事業者に関する写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8 頁目上段右側から下段まで（説明書きを含む。） ・ 9 頁目全部 ・ 16 頁目中段右側から下段まで（説明書きを含む。） 	第14条第4号ア該当特定事業者以外の事業者に関する情報が記録されており、これを開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
平成23年10月14日付け報告書	特定事業者の土地造成に係る現地調査について	【今後について】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【今後について】 ・ 2 頁目手書き部分 	第14条第7号ア該当廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報が記録されており、これを開示することにより、県の機関が行う検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又

				は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。
	別紙	なし		—
平成23年11月28日付け報告書	特定事業者の土地造成に係る現地調査について	回覧した職員のコメント及び【今後の予定】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目手書き部分 ・ 【今後の予定】 	第14条第7号ア該当廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報が記録されており、これを開示することにより、県の機関が行う検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。
平成23年12月22日付け報告書	特定事業者の土地造成に係る現地調査について	特定事業者以外の事業者に関する記載	・ 2 頁目23行目から30行目まで	第14条第4号ア該当特定事業者以外の事業者に関する情報が記録されており、これを

				開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
		【今後】	・ 【今後】	第14条第7号ア該当廃棄物対策課の調査に関する今後の予定や結論に関する情報が記録されており、これを開示することにより、県の機関が行う検査、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。